

国際チャーター便支援事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)が、国際チャーター便を利用した沖縄旅行商品を取り扱う海外又は国内の旅行会社へ助成金を交付するにあたり必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当事業は、海外の空港から沖縄県内空港へ入る国際チャーター便の運航増加を図り、定期便就航につなげることを目的とする。

(事務取扱者)

第3条 当事業は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課と OCVB 誘客事業部営業推進室海外プロモーション課を所管とし、OCVB が事務の取扱いを行う。

(用語の定義)

第4条 「国際チャーター便」とは、旅行会社が用機者となって外国人観光客の送客を主な目的として企画する国際チャーター便のことをいい、プライベートジェット機のチャーターは含まないものとする。

2 「重点市場」とは、沖縄県が海外市場において戦略的な誘客戦略を展開していくにあたり定めた市場で、台湾、香港、韓国、中国を指す。

3 「戦略開拓市場」とは、沖縄県が海外市場において戦略的な誘客戦略を展開していくにあたり定めた市場で、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、フィリピン、ベトナムを指す。

4 「新規開拓市場」とは、沖縄県が海外市場において戦略的な誘客戦略を展開していくにあたり定めた市場で、欧州、北米、豪州、ロシアを指す。

(助成対象事業者)

第5条 当事業の助成対象となる事業者(以下、「助成対象事業者」という。)は、次の各号全ての要件を満たす旅行会社とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 旅行業法第3条に基づき、第1種旅行業者から第3種旅行業者のいずれかの登録を受けた日本国内の旅行会社

イ 沖縄旅行商品を取り扱う海外の旅行会社

(2) 申請にかかる事業について、沖縄県における国庫予算等を活用した当事業と同様の助成を受けていないこと。

(3) 日本語での対応が可能であること。

(助成対象期間)

第6条 当事業の助成対象期間は、2017年4月1日(旅行出発日)から2018年2月28日(旅行終了日)までとする。

(助成額)

第7条 助成額は、海外発の国際チャーター便の送客実績に次の助成単価を乗じて得た額を限度とし、第6条で定める助成対象期間終了後に予算の範囲内において決定するものとする。

(1) 重点市場

助成対象路線	助成単価/1人
台湾、香港、韓国、中国 ⇒ 沖縄県内離島	4,000円

(2) 戦略開拓市場

助成対象路線	助成単価/1人
⇒ 沖縄県内離島	8,000円
タイ・シンガポール ⇒ 那覇	8,000円 (9時～21時に到着する便) 10,000円 (21時～9時に到着する便)
マレーシア・インドネシア・ ⇒ 沖縄県内離島	6,000円
フィリピン・ベトナム ⇒ 那覇	6,000円 (9時～21時に到着する便) 8,000円 (21時～9時に到着する便)

(3) 新規開拓市場

助成対象路線	助成単価/1人
北米・欧州・豪州・ ⇒ 沖縄県内離島	12,000円
ロシア ⇒ 那覇	12,000円 (9時～21時に到着する便) 14,000円 (21時～9時に到着する便)

2 助成額の判断基準となる時刻は、「外国航空機の有償運送許可申請書」に記載された沖縄到着時刻とする。

3 次に該当するものは、助成対象外とする。

- (1) 沖縄を発着地とする旅客
- (2) 邦人旅客
- (3) 座席未使用旅客(インファント)
- (4) 添乗員(ツアーリーダー)、ガイド、自社の役員や従業員
- (5) 旅客情報について、異なる助成対象事業者の申請内容と重複しているもの

4 第6条で定める助成対象期間において、交付予定額の累計が予算額を超過する場合、各助成対象事業者の実績の割合に応じて予算額を按分し、交付する助成額を算出する。

5 前項の場合において、助成額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請書の提出)

第8条 助成対象事業者は、原則として旅行実施終了日から起算して15日以内に、次の各号全ての書類を提出することとする。ただし、2018年2月の旅行実施分については、旅行実施終了日から起算して15日以内又は2018年3月1日のいずれか早い日を提出期限とする。

(1) 申請書(様式第1号)

(2) 旅行商品の概要(パンフレット/新聞広告/ネット広告)

(3) 旅行日程表(任意様式)

※ 実際に行った旅行日程を報告すること

※ A4判(縦)で作成し、旅行日程(日付・出発空港・到着空港・便名・観光地・宿泊地)は日本語で記入すること

(4) 助成対象送客情報(様式第2号)

※ 実際に搭乗した旅客情報を報告すること

※ 助成対象外となる旅客は含めずに報告すること

(5) 同意書(様式第3号)

※ 初回申請時に提出を必要とする

2 助成対象事業者は、助成対象となる旅行商品を取り扱う他の旅行会社と予め協議のうえ、申請するものとする。海外及び国内の旅行会社が重ねて申請した場合は、双方協議し決定することとし、双方の合意に達しない場合は、原則として、旅行商品の集客及び販売を行った発地側の旅行会社に対して助成するものとする。

3 全ての提出書類は原本のみを有効とする。FAX や電子メールで送信された書類は、原本とはみなさない。

4 当事業は申請主義によるものとし、OCVB からの連絡の有り無しにかかわらず、助成対象事業者が所定の書類を提出しない場合又は提出書類に不備がある場合は、申請を受け付けない。

(申請の受理)

第9条 OCVB は、第8条により提出された申請書類を審査の上、助成金交付の決定を行い、その決定内容を受理通知書(様式第4号)により助成対象事業者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 第9条の通知を受けた助成対象事業者は、何らかの事情によりやむを得ず申請を取り下げるときは、速やかに取下げ書(様式第5号)を提出しなければならない。また、その場合は再度の申請は認めない。

(交付額の決定)

第 11 条 OCVB は、第6条で定める助成対象期間終了後、第7条により助成金の交付額を決定し、交付決定通知(様式第6号)をもって助成対象事業者に通知する。

2 OCVB は、第 1 項の審査において助成が適切でないと判断したものについては、助成金の一部又は全部を交付しない。

(助成金の請求及び支払)

第 12 条 助成対象事業者は、交付決定通知書に記載された期日までに、請求書(様式第7号又は様式第7号-2)を提出しなければならない。

2 OCVB は、原則として助成対象事業者が指定した金融機関口座へ円建てで振り込むことにより助成金を交付するものとする。海外送金にかかる受取手数料は、助成対象事業者が負担すること。

3 助成対象事業者と請求書の口座名義人が異なる場合は、請求書と併せて委任状を提出しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第 13 条 OCVB は、助成対象事業者がこの要綱の規定に違反したとき、又は助成金申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 助成対象事業者は、前項の規定により助成金返還の請求を受けたときは、OCVB が指定する期日までに、当該助成金を OCVB に返還しなければならない。また、返還に伴い発生する振込手数料及び受取手数料は、返還の請求を受けた助成対象事業者が負担することとする。

(調査)

第 14 条 OCVB は必要に応じて、助成対象事業者に対して報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。この場合において、助成対象事業者は、正当な理由がない限り、報告及び現地調査を拒否することはできない。

(書類の管理)

第 15 条 助成の交付を受けた助成対象事業者は、助成金にかかる経理を明確にするとともに、関係書類を善良な管理の下に5年間保存しなければならない。

(免責事項)

第 16 条 当事業の実施にあたり、助成対象事業者と第三者との間に発生した問題について、OCVB は一切関与しない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と OCVB が協議して決定する。

2 当事業の実施にあたり問題が生じた場合は、日本国内の法律を適用して協議し、解決を図るものとする。

附則

この要綱は、2017 年 4 月 1 日から施行する。